

公 告

物品調達契約を制限付き一般競争入札により実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 1 0 月 1 5 日

青 森 県 知 事

記

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 P P C 用紙（むつ地区）
- (2) 青森県が取得する物品（以下「供給物品」という。）の名称及び予定数量
下記供給物品に係る単価契約

① P P C 用紙（A 4 : 1 箱 2, 5 0 0 枚入）	予定数量 : 2, 3 5 0 箱
② P P C 用紙（A 3 : 1 箱 1, 5 0 0 枚入）	予定数量 : 2 0 0 箱
③ P P C 用紙（B 4 : 1 箱 2, 5 0 0 枚入）	予定数量 : 3 5 0 箱
④ P P C 用紙（B 5 : 1 箱 2, 5 0 0 枚入）	予定数量 : 8 0 箱
- (3) 規 格 等 9 に定める入札説明書による。
- (4) 供給期間 令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで
- (5) 納入場所 9 に定める入札説明書による
- (6) その他 上記 (2) ① から ④ までの供給物品ごとに、それぞれの入札とする

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 11 年 6 月 30 日施行）第 5 で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A 等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9号から第 16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目「D03 事務用品」、「K01 パルプ・紙」が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は 1（2）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去 5 年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和 2 年 10 月 26 日 12 時 00 分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎南棟 1 階）

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所

2 の (2) のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間

令和 2 年 10 月 15 日から同月 30 日まで

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 2 年 11 月 2 日 10 時 30 分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県庁舎南棟 1 階 会計管理課入札室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

上記1（2）①から④までの供給物品のそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

9 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

(1) 交付場所

2の(2)のイに定める場所に同じ。

なお、青森県出納局会計管理課のホームページにおいて公開する。

(2) 交付期間

3の(2)に定める期間に同じ。

10 本公告に関する問合せ先

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 017-734-9078